

■インストール前に必ずお読みください

このたびは、弊社のソフトウェア製品「のぞき見プロテクター」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）をご購入いただき、誠にありがとうございます。

本ソフトウェアにつきましては、以下のソフトウェア使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）を設けさせていただいております。この契約書の条項に同意されたお客様のみが、本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。

お客様は、本契約の最下部にある「同意する」ボタンをクリックすることをもって、本契約に同意したことになります。なお、「同意する」ボタンをクリックし本ソフトウェアを実際に利用する個人（「利用者」）が、法人、団体等の役員・従業員の場合、「お客様」とは当該法人等および利用者を意味するものとし、利用者は、当該法人等を代理、代表して本契約に同意する権限を与えられていることを表明し、保証するものとします。

お客様が本契約に同意できない場合、本ソフトウェアのインストール作業を中止し、本ソフトウェアを直ちにアンインストール、消去してください。

■ソフトウェア使用許諾契約書

キャノンITソリューションズ株式会社（以下、「弊社」といいます。）は、お客様に対して本ソフトウェアに関する譲渡不能、かつ移転不能の非独占的使用権を許諾し、お客様も本契約にご同意いただくものとします。

1. 使用許諾

- （1） お客様は、本ソフトウェアを、本契約の有効期間中、日本国内のお客様が正当な業務、作業に使用するPCの第三者のぞき見およびなりすまし防止等のセキュリティ保護を目的とした内部処理目的に限り、お客様のお申込みに基づき弊社が許諾した範囲において、1台のPC（以下、「対象ハードウェア」といいます。）にインストールし、使用することができます。
- （2） お客様は、本ソフトウェアを譲渡、再許諾、販売、賃貸、リースもしくは貸与など方法の如何を問わず、第三者に対して使用もしくは利用させてはなりません。
また、お客様は、本ソフトウェアを複製、翻案、他のプログラミング言語に変換、修正、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバースエンジニアリングなど行ってはならないものとし、第三者にかかる行為を行わせてはなりません。
- （3） 本契約に明示的に定める場合を除き、弊社および弊社のライセンサーのいかなる知的財産権も、明示たと黙示たとを問わず、本契約によってお客様に譲渡あるいは許諾されるものではありません。

2. 著作権表示

お客様は、本ソフトウェアに含まれる弊社または弊社のライセンサーの著作権表示を変更し、除去しもしくは削除してはなりません。

3. 知的財産

本ソフトウェアに係る権原および知的財産権は、その内容により弊社または弊社のライセンサーに帰属します。

4. 個人情報の取扱いおよびプライバシー保護

- (1) お客様は、本ソフトウェアを使用した場合、本ソフトウェアの機能、設定に基づき、予め登録した利用者以外ののぞき見、なりすまし等を識別する目的で、以下が行われることにつき了解し、同意するものとします。
- ① 予め登録された利用者とその他の第三者を識別するために、登録された利用者の容貌の特徴を示すデータ（顔の特徴量データ）が抽出されること
 - ② 対象ハードウェア内蔵のまたは対象ハードウェアに接続されたカメラおよび本ソフトウェアにより、登録された利用者以外ののぞき見、なりすまし等が検知された際、当該第三者の容貌等（対象ハードウェア周辺の環境を含む）が自動的に撮影されること
 - ③ 上記顔の特徴量データおよび撮影画像は、対象ハードウェアにのみ保存され、弊社、弊社のライセンサー、それらの販売代理店および販売店は、当該情報へのアクセス、取扱い等を行わないこと
- (2) 前項に定める通り、お客様は、本ソフトウェアを使用することにより対象ハードウェアに保存された顔の特徴量データおよび撮影画像に含まれる個人情報について、本ソフトウェアの使用目的上必要な期間を超えて保管し、もしくは共有、転送、閲覧に供する等しないものとし、保管中は、本契約の有効期間中はもとより終了後においても、日本およびその他各国・地域の個人情報保護に関する法令に基づき、お客様の責任と負担において適切に管理するものとします。
- (3) お客様は、日本およびその他各国・地域の個人情報保護に関する法令に違反する方法で、または不当な差別等の人権侵害を引き起こす方法で、本ソフトウェアおよび前項に定める個人情報を使用、利用してはならないものとします。
- (4) お客様は本ソフトウェアを第三者のプライバシー、肖像権、施設管理権等を侵害するような態様で本ソフトウェアを使用してはならないものとします。

5. 輸出

お客様は、日本国政府または関連する外国政府より必要な認可等を得ることなしに、本ソフトウェアの全部または一部を、直接または間接に輸出してはなりません。

6. 保証の否認・免責

- (1) 本ソフトウェアは、『現状有姿』の状態で使用許諾されます。弊社、弊社のライセンサー、弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店は、本ソフトウェアに関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わないものとします。
- (2) 弊社、弊社のライセンサー、弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいいます。)について、弊社、弊社のライセンサーおよび弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店の故意または重過失によるものを除き、一切の責任を負わないものとします。たとえば、弊社、弊社のライセンサー、弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
- (3) 弊社、弊社のライセンサー、弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店は、お客様による本ソフトウェアの使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争について、弊社、弊社のライセンサーおよび弊社の関係会社、それらの販売代理店および販売店の故意または重過失によるものを除き、一切責任を負わないものとします。
- (4) 本契約第 4 項(1)に基づき対象ハードウェアに保存される個人情報(顔の特徴量データおよび撮影画像をいいます)に関し、もしくはお客様が本契約に定める使用制限に違反したことにより生じた第三者との紛争等につき、弊社、弊社のライセンサー、それらの販売代理店および販売店は、いかなる責任も負わないものとします。

7. 契約期間

- (1) 本契約は、お客様が「同意する」ボタンをクリックした時点で発効し、本契約第 8 項または第 11 項に基づく契約解除により終了する場合を除き、当該発効日が属する月の翌月 1 日から起算して 1 年が経過した日まで有効に存続するものとします。ただし、本契約の契約期間満了日の前月末日までに、お客様から弊社または弊社の販売代理店に対して本契約終了の申し出がないときは、本契約は同条件で 1 年間更新するものとし、その後も同様とします。
- (2) お客様が、本ソフトウェアのライセンス数の変更を希望する場合、前号に定める契約期間満了日の前月末日までに、弊社または弊社の販売代理店に対して通知するものとします。

8. 契約の変更・解除・終了等

- (1) 弊社は、本契約の内容を変更する場合、変更内容およびその効力発生日を原則として当該効力発生日の30日以上前にお客様に対して通知するものとします。当該通知の方法は、お客様の管理者への通知、弊社ウェブサイト (<https://www.canon-its.co.jp/products/nprotector/>) への掲載またはその他適切な方法によりなされるものとします。お客様が変更後の本契約に同意できない場合は、効力発生日までに弊社にその旨を通知するものとします。効力発生日後もお客様が本ソフトウェアの使用を継続する場合、お客様は本契約の変更同意したものとみなします。

- (2) 弊社は、お客様が本契約に違反した場合またはお客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知催告なく直ちに本契約を解除することができるものとします。
- ・ お申込みに虚偽の記載があると弊社が判断したとき
 - ・ お客様が弊社に対して過去に重大な契約違反または債務不履行を行なった事実があるとき
 - ・ お客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾することが不相当であると判断される相当の理由があるとき
 - ・ お客様が日本国内の居住者、法人、団体でないとき
- (3) お客様は、本ソフトウェアのすべてをアンインストール、消去することにより、本契約を終了させることができます。
- (4) お客様は、本契約の終了後直ちに、本ソフトウェアのすべてをアンインストール、消去するものとし、弊社が要請した場合は、当該アンインストール、消去等を証する書面を提出するものとします。
- (5) 弊社および弊社のライセンサーは、本ソフトウェアの不正使用防止を目的として、自らまたは販売代理店等の第三者をして、お客様に対して、本ソフトウェアの使用状況について報告を求め、若しくは必要に応じて調査を行うことができるものとします。お客様は当該報告および調査に対して、必要な協力を行うものとします。

9. 分離可能性

本契約のいずれかの条項またはその一部が無効となった場合でも、本契約のそれ以外の条項は完全に有効に存続するものとします。

10. 譲渡・承継の禁止

お客様は、弊社の事前の書面による承諾なく、本契約に関連して生じた権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させ、若しくは担保の用に供してはならないものとします。

11. 反社会的勢力との取引の禁止

- (1) お客様は、自らまたはその取締役、執行役、支配株主その他経営に実質的に関与する者が、警察庁または関係法令の定める暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当しないこと、また、かかる反社会的勢力との関係を持たないことを、それぞれ表明し、保証します。
- (2) 弊社は、お客様が前項の表明・保証に違反したときは、何らの催告なしに、本契約を解除し、取引を終了させることができます。
- (3) 弊社は、前項に基づく取引の終了によりお客様に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

12. 準拠法・専属的合意管轄裁判所

- (1) 本契約に関する準拠法は日本法とします。
- (2) 本契約に関し、お客様と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. トライアル版に関する特約

- (1) 本ソフトウェアのトライアル版を使用するお客様は、本契約第1項から第6項、第8項から第12項に同意いただくものとします。
- (2) 本ソフトウェアのトライアル期間は、お客様が本ソフトウェアを対象ハードウェアにインストールした日から30日間となります。当該期間満了後に本ソフトウェアの使用継続を希望される場合は、弊社または弊社の販売店より本ソフトウェアの使用権を別途購入いただくものとします。

以上

キャノンITソリューションズ株式会社